

「子ども・子育て支援事業支援計画」等の中間見直しについて

1 経緯等

- 「あいちはぐみんプラン2015-2019」（以下、「はぐみんプラン」という）は子ども・子育てに関する総合計画として、「子ども・子育て支援事業支援計画」「子どもの貧困対策推進計画」「児童虐待防止計画」の3つの計画と一体的に策定している。
- このうち「子ども・子育て支援事業支援計画」については、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号。以下「基本指針」という。）により、教育・保育の量の見込み値と実績値に乖離がある場合は、計画期間の中間年を目安として見直しを行うこととされている。
- この度、市町村に照会をしたところ、見込み値と実績値に大きな乖離が見られ、計画を変更する市町村があったことから、市町村計画との整合性を図るため県計画については量の見込みを中心に見直すこととした。
- なお、「子ども・子育て支援事業支援計画」の中間見直しにあわせ、「はぐみんプラン」において一体的に策定している他の2計画についても見直しについて検討した。

2 見直しの範囲・考え方

(1) 子ども・子育て支援事業支援計画

見直しの範囲：基本施策8の別表(教育・保育の量の見込及び提供体制の確保方策の表等)及び別表以外の必要部分

考え方：女性の活躍、働き方改革等の推進などによる保育需要の増加に伴い保育の量の見込み等を修正する必要があることから、保育サービスの拡充に係る取組である基本施策8について、放課後児童クラブや保育士の確保方策とともに見直しを行う。なお、子どもの貧困対策推進計画に係る部分(基本施策11等)については(2)にあわせて見直す。

(2) 子どもの貧困対策推進計画

見直しの範囲：基本施策11及びその他必要部分

考え方：全ての子どもが夢と希望を持って成長できるよう子どもの貧困対策に必要とされる取組を行っていくため、H29.9.12「子どもの貧困対策検討会議」から知事に提出された「子どもが輝く未来に向けた提言」を反映した見直しを行う。

(3) 児童虐待防止計画

見直しの範囲：今年度の見直しは行わない

考え方：29年度に国がまとめた「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、本県の児童虐待防止計画の核となる「家庭的養護推進計画」について、年内に発出予定である国のガイドラインを踏まえ、今年度は児童相談所や里親等からの意見聴取、実態等を把握するための策定準備に充て、具体的な策定作業を30年度に行い、年度末までに見直す予定である。

また、「新しい社会的養育ビジョン」では、児童相談所改革や家庭支援体制の構築等を進めるとしているが、国は30年度に児童相談所の業務のあり方等を取りまとめる予定としているため、その取りまとめの内容を踏まえて本県の児童虐待防止計画の見直しを行うことが適当である。以上のことから、31年度の次期はぐみんプランの改定に合わせて次期児童虐待防止計画を策定する。

3 見直しのスケジュール

- 11月 第1回子ども・子育て会議
- 12月～1月 計画の見直し素案の作成、会議委員に素案に係る意見聴取
- 2月 最終案とりまとめ
- 3月 第2回子ども・子育て会議
計画策定、公表

4 「はぐみんプラン」及び「一体的に策定した3計画」の基本的施策の関係表

はぐみんプランの基本施策	3計画		
	子ども・子育て	子どもの貧困	児童虐待防止
1 キャリア教育の推進			
2 就労支援		★	
3 思春期保健対策の充実			
4 結婚支援			
5 男性の働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進			
6 男女共同参画の推進			
7 安心・安全な妊娠・出産の確保と不妊治療への支援			
8 多様な保育サービス、児童の放課後対策の拡充(別表)	★		
8 多様な保育サービス、児童の放課後対策の拡充(別表以外)	★		
9 子育て家庭を支える支援の充実			
10 経済的支援の充実		★	
11 子どもの貧困・ひとり親家庭への支援	★	★	
12 子どもの健康の確保			
13 学校教育の充実	★	★	
14 青少年の育成			
15 児童虐待防止対策の推進	★		★
16 社会的養護体制の充実	★		★
17 障害のある子どもへの支援	★		
18 外国人の子どもへの支援			
19 子育てしやすい居住環境の整備			
20 安心できるまちづくりの推進			
21 ボランティア・NPO等との協働推進			
22 県民・企業が一体となって応援する機運の醸成			

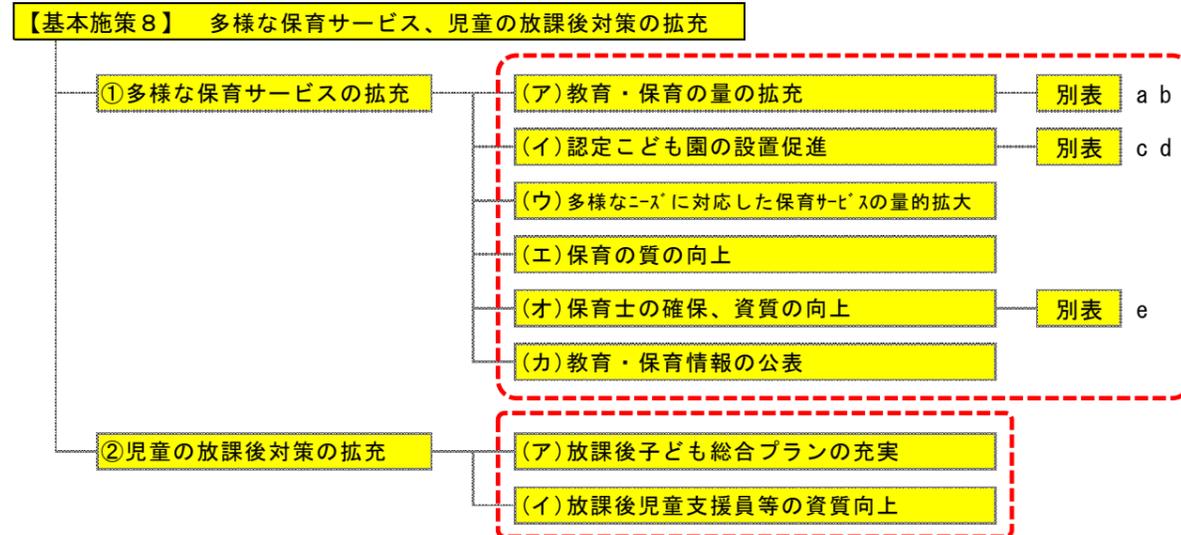
★ …「はぐみんプラン」のうち、3計画に含まれる基本施策

☒ …今回見直しを行う範囲

5 計画の見直し方向

(1) 子ども・子育て支援事業支援計画

基本施策8について、保育の量の見込み等を示す「別表」を中心に、社会情勢の変化を踏まえて各取組について必要な見直しを行う。



①多様な保育サービスの拡充

○「今後の取組」項目（ア）～（カ）の見直し（p62-66）

国の政策動向等の見直し状況を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。

○別表「子ども・子育て支援事業支援計画に関する事項」の見直し（p71-86）

a 区域の設定について（p71-72）

見直しなし

b 教育・保育の提供体制の確保、実施時期（p72-84）

教育・保育の量の見込み（需要量）と確保方策（供給量）の見直し状況等により策定される各市町村計画を基に、待機児童の解消に向けた見直しを行う。

c 認定こども園の認可・認定に係る都道府県計画で定める数（p85）

上記bの教育・保育の量の見込み（需要量）と確保方策（供給量）の見直し数値確定後、認定こども園への移行等を見込みを踏まえ計画数値等を見直しを行う。

d 認定こども園の目標設置数、設置時期（p86）

上記bの数値確定後、認定こども園への移行調査の結果を踏まえ、施設設置の目標数とその時期について、区域ごとに見直しを行う。

e 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数（p86）

市町村計画を踏まえ、独自調査による現任保育士数及び採用計画数を基に、必要となる保育士数等を見直しを行う。

②児童の放課後対策の拡充（p67-70）

国の政策動向や市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況を踏まえ、県全体の放課後児童クラブの登録児童数の目標数値等を見直す。

(2) 子どもの貧困対策推進計画

「子どもの貧困対策検討会議」から知事に提出された「子どもが輝く未来に向けた提言」（29.9.12）を踏まえ、基本施策11を中心に見直しを行う（なお、今後内容の詳細について検討を行い、基本施策2.10.13についても見直しを検討する）

【基本施策11】 子どもの貧困・ひとり親家庭への支援

(ア)学校教育による学力保障の充実

(イ)学校を窓口とした福祉関連機関との連携

(ウ)教育費負担の軽減

(エ)学習支援の推進

(オ)保護者の生活支援

(カ)相談体制の充実

(キ)子どもの生活支援・就労支援

(ク)保護者に対する就労の支援

(ケ)経済的支援